

被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチームの設置について

平成 23 年 3 月 31 日

関係省庁申合せ

- 1 平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の被災地及び福島第一及び第二原子力発電所事故に係る避難指示対象地域等においては、混乱に乗じた犯罪等の発生が懸念されるとともに、その他の地域においても、人の善意に乗じた詐欺等の発生が懸念されることから、関係省庁が緊密に連携し、被災地等における安全・安心の確保に係る総合的な対策を検討・推進するため、「被災地等における安全・安心の確保対策ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。
- 2 ワーキングチームの構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要に応じ、有識者、構成員以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官補（内政）
構成員	内閣官房内閣審議官
	内閣府男女共同参画局長
	警察庁生活安全局長
	金融庁総務企画局総括審議官
	消費者庁次長
	総務省大臣官房総括審議官
	法務省大臣官房長
	外務省総合外交政策局長
	文部科学省スポーツ・青少年局長
	厚生労働省職業安定局長
	経済産業省技術総括審議官
	国土交通省政策統括官
	環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長
	防衛省大臣官房長
- 3 ワーキングチームの下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
- 4 ワーキングチームの庶務は、警察庁等関係省庁の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。